

# 第11期たつの市分別収集計画

(令和8年度～令和12年度)

た つ の 市

# 第1 1期たつの市分別収集計画

## 1 計画策定の意義

大量採取・大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動は、様々な環境汚染を進行させてきた。

持続的な発展が可能な社会の再建には、環境への負荷を少なくする循環型の産業活動や社会経済システムへの転換を図ることが急務となっており、そのためには、社会を構成する市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき策定する。

本計画では、容器包装廃棄物を分別収集するものとしており、処理施設における処理量を削減し環境への負荷を軽減させるための具体的な推進方策を明らかにするとともに、計画を公表することにより、市民、事業者、行政が一体となって取り組むべき方針を示す。

本計画の策定及び推進により、容器包装廃棄物の3Rが推進され、もって、廃棄物の減量やごみ処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 市民、事業者、行政の三者の協働により、「循環型社会」の実現を目指して、「適正処理」から「循環処理」へのシステム変換を推進する。
- (2) 市民、事業者、行政が協働で3Rへの取り組みを強化することにより、ごみの減量化を推進する。
- (3) 環境への影響を最小限に抑えるため、最適なごみ処理システムの構築を目指す。
- (4) 積極的な啓発活動と市民参加型のごみ処理システムを構築することにより、廃棄物全般に関する市民意識の向上を図る。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりとする。

なお、ここで示す見込み量は、ごみとして行政回収する量に、集団回収、店頭回収、家庭系普通ごみへの混入量を加えたものである。

表1 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（単位：t）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1,364	1,294	1,225	1,159	1,099
製品プラスチック	142	140	138	136	134

《内訳》

（単位：t）

容器包装廃棄物の種類	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器	48	45	43	40	38
主としてアルミニウム製の容器	78	75	70	66	63
無色のガラス製容器	98	93	88	83	79
茶色のガラス製容器	70	67	63	60	57
その他のガラス製容器	49	46	44	42	39
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	22	21	20	19	18
主として段ボール製の容器	169	161	152	144	136
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	147	139	132	125	118
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器包装であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	167	158	150	142	135
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	516	489	463	438	416
計	1,364	1,294	1,225	1,159	1,099

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、排出者、事業者、再商品化事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

表2 排出抑制に関し取り組む具体的施策

施策名	具体的内容
ごみ減量化推進会議	市民、事業者、行政の代表によって構成されるごみ減量化推進会議の委員を各種団体から選出し、ごみ減量化・再資源化施策等を協議検討し、市に提言する。
ごみゼロ推進事業	市内小学4～6年生を対象に、夏休み期間中に保護者とごみ出しを実施してもらい、ごみ減量化やリサイクルに関するスローガンを考えてもらうことで、ごみの分別、減量化への意識の醸成を図る。
出前講座	希望団体に対し、出前講座を実施し、容器包装廃棄物を含めたごみの減量化、再利用等について啓発する。
環境月間啓発事業	毎年6月に本庁舎及び各総合支所にごみの減量化、分別に係る展示物及びチラシを配置し、市民に対して周知を図る。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、中間処理施設である揖龍クリーンセンター及びにしはりまクリーンセンターの選別施設、処理体制を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

**表3 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分**

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶
主としてガラス製の容器 (無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器)	びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）**

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表4のとおりとする。

**表4 特定分別基準適合物及び主務省令で定める物の量の見込み** (単位:トン)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	45		43		40		38		36	
主としてアルミ製の容器	75		71		67		64		60	
無色のガラス製容器	(合計) 98		(合計) 93		(合計) 88		(合計) 83		(合計) 79	
	(引渡)量 98	(独自処理)量 0	(引渡)量 93	(独自処理)量 0	(引渡)量 88	(独自処理)量 0	(引渡)量 83	(独自処理)量 0	(引渡)量 79	(独自処理)量 0
茶色のガラス製容器	(合計) 70		(合計) 67		(合計) 63		(合計) 60		(合計) 57	
	(引渡)量 70	(独自処理)量 0	(引渡)量 67	(独自処理)量 0	(引渡)量 63	(独自処理)量 -	(引渡)量 60	(独自処理)量 -	(引渡)量 57	(独自処理)量 -
その他のガラス製容器	(合計) 49		(合計) 46		(合計) 44		(合計) 42		(合計) 39	
	(引渡)量 49	(独自処理)量 -	(引渡)量 46	(独自処理)量 -	(引渡)量 44	(独自処理)量 -	(引渡)量 42	(独自処理)量 -	(引渡)量 39	(独自処理)量 -
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	22		21		20		19		18	
主として段ボール製の容器	169		161		152		144		136	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 147		(合計) 139		(合計) 132		(合計) 125		(合計) 118	
	(引渡)量 -	(独自処理)量 147	(引渡)量 -	(独自処理)量 139	(引渡)量 -	(独自処理)量 132	(引渡)量 -	(独自処理)量 125	(引渡)量 -	(独自処理)量 118
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 167		(合計) 158		(合計) 150		(合計) 142		(合計) 134	
	(引渡)量 71	(独自処理)量 96	(引渡)量 68	(独自処理)量 90	(引渡)量 64	(独自処理)量 86	(引渡)量 61	(独自処理)量 81	(引渡)量 58	(独自処理)量 76
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 353		(合計) 335		(合計) 317		(合計) 300		(合計) 284	
	(引渡)量 342	(独自処理)量 11	(引渡)量 325	(独自処理)量 10	(引渡)量 307	(独自処理)量 10	(引渡)量 291	(独自処理)量 9	(引渡)量 275	(独自処理)量 9
(うち白色トレイ)	(合計) (7)		(合計) (7)		(合計) (6)		(合計) (6)		(合計) (6)	
	(引渡)量 -	(独自処理)量 (7)	(引渡)量 -	(独自処理)量 (7)	(引渡)量 -	(独自処理)量 (6)	(引渡)量 -	(独自処理)量 (6)	(引渡)量 -	(独自処理)量 (6)
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡)量 -	(独自処理)量 -	(引渡)量 -	(独自処理)量 -	(引渡)量 -	(独自処理)量 -	(引渡)量 -	(独自処理)量 -	(引渡)量 -	(独自処理)量 -
合計	1,196		1,136		1,074		1,018		963	

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝前年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率×（1－減量化率）

なお、各年度4月1日現在の人口は国立社会保障・人口問題研究所（令和5年12月公表）を勘案し、次のとおり設定した。

**表5 人口推計**

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
70,910人 (対前年度比)	69,917人 (対前年度比)	68,938人 (対前年度比)	67,973人 (対前年度比)	67,021人 (対前年度比)
△1.4%	△1.4%	△1.4%	△1.4%	△1.4%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、スーパー等が自主回収している「スチール缶」、「アルミ缶」、「紙パック」、「ガラスびん」、「ペットボトル」、「トレイ」、「段ボール」、「その他プラ」及び自治会等の住民団体による集団回収が進んでいる「アルミ缶」、「段ボール」については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

表6 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶類	揖龍保健衛生施設事務組合、同 組合委託業者による行政回収 スーパー等による店頭回収 住民団体による集団回収（アル ミ缶のみ）	揖龍保健衛生施設事務組合 にしはりま環境事務組合 民間業者（店頭回収、集団回収 分）
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色ガラス製容器	びん類	揖龍保健衛生施設事務組合、同 組合委託業者による行政回収 スーパー等による店頭回収	揖龍保健衛生施設事務組合 にしはりま環境事務組合 民間業者（店頭回収分）
	茶色ガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙容器	紙パック	揖龍保健衛生施設事務組合、同 組合委託業者による行政回収 スーパー等による店頭回収	揖龍保健衛生施設事務組合 にしはりま環境事務組合 民間業者（店頭回収分）
	段ボール	段ボール	スーパー等による店頭回収 住民団体による集団回収	民間業者（店頭回収、集団回収 分）
	その他の紙製容器 包装	紙製容器包装	揖龍保健衛生施設事務組合、同 組合委託業者による行政回収	揖龍保健衛生施設事務組合 にしはりま環境事務組合
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	揖龍保健衛生施設事務組合、同 組合委託業者による行政回収 スーパー等による店頭回収	揖龍保健衛生施設事務組合 にしはりま環境事務組合 民間業者（店頭回収分）
	その他 プラスチック	その他 プラスチック	揖龍保健衛生施設事務組合、同 組合委託業者による行政回収 スーパー等による店頭回収	揖龍保健衛生施設事務組合 にしはりま環境事務組合 民間業者（店頭回収分）

※行政回収分の収集・運搬の実施者は各地域とも揖龍保健衛生施設事務組合

龍野、揖保川、御津地域の行政回収分の選別・保管の実施者は揖龍保健衛生施設事務組合  
新宮地域の行政回収分の選別・保管の実施者はにしはりま環境事務組合

※にしはりま環境事務組合による新宮地域の行政回収分の選別・保管は、令和9年3月末までである。令和10年4月からは、市内全域の行政回収分の選別・保管を揖龍保健衛生施設事務組合が行う。

## 1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の概要は、表7のとおりとする。

各施設のうち、排出から収集・運搬に係る施設については、現在の施設、体制を利用する。

令和9年3月末までは、龍野地域、揖保川地域、御津地域から行政回収した容器包装廃棄物は、揖龍保健衛生施設事務組合が管理運営する揖龍クリーンセンターにて中間処理し、新宮地域から行政回収した容器包装廃棄物は、にしはりま環境事務組合が管理運営するにしはりまクリーンセンターにて中間処理する。令和10年4月からは、市内全域において行政回収した容器包装廃棄物を、揖龍クリーンセンターにて中間処理する。

また、中間処理における選別・保管等については、行政回収した「缶」は選別・圧縮施設にて「スチール缶」及び「アルミ缶」に分別（磁選・圧縮）して処理施設に保管、「びん」は手選別により色分別してストックヤードに保管、「紙パック」及び「その他紙」はそのままストックヤードに保管、「ペットボトル」及び「その他プラスチック」は減容機にて圧縮・梱包してストックヤードに保管する。

集団回収又は店頭回収に係る容器包装廃棄物については、民間業者の施設を活用する。

表7 分別収集の用に供する施設の概要

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	コンテナ (行政回収)	パッカー車	揖龍クリーンセンター にしはりまクリーンセンター 民間業者(店頭回収、集団回収分)
アルミ製容器		専用容器 (店頭回収・ 集団回収)		
無色ガラス製容器	びん類	袋 (行政回収) 専用容器 (店頭回収)	ダンプ車	揖龍クリーンセンター にしはりまクリーンセンター 民間業者(店頭回収分)
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙容器	紙パック	容器なし (行政回収) 専用容器 (店頭回収)	ダンプ車	揖龍クリーンセンター にしはりまクリーンセンター 民間業者(店頭回収分)
段ボール	段ボール	専用容器 (店頭回収・ 集団回収)	パッカー車	民間業者(店頭回収、集団回収分)
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	コンテナ (行政回収)	パッカー車	揖龍クリーンセンター にしはりまクリーンセンター
ペットボトル	ペットボトル	コンテナ (行政回収) 専用容器 (店頭回収)	パッカー車	揖龍クリーンセンター にしはりまクリーンセンター 民間業者(店頭回収分)
その他 プラスチック	その他 プラスチック	コンテナ (行政回収) 専用容器 (店頭回収)	パッカー車	揖龍クリーンセンター にしはりまクリーンセンター 民間業者(店頭回収分)

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関する重要な事項（法第8条第2項第7号）

容器包装廃棄物の分別収集の実施に関する具体的施策は次のとおりとする。

表8 分別収集の実施に関し取り組む具体的施策

施策名	具体的内容
ごみ減量化推進会議での協議、提言	市民、事業者、行政の代表によって構成されるごみ減量化推進会議の委員を各種団体から選出し、ごみ減量化・再資源化施策等を協議検討し、市に提言いただく。
再生資源集団回収運動奨励金の交付	新聞、雑誌、段ボール、布類、アルミ缶を集団回収する自治会、子ども会等の営利を目的としない団体に、回収量1kgにつき奨励金8円を助成する。
普通ごみ指定袋制の継続	資源ごみの分別徹底のため、普通ごみの指定袋制を継続する。
ごみゼロ推進事業	ごみ減量化、再資源化等に取り組む事業所・店舗を「たつのエコマスターショップ」として認定し、事業所名及び取組内容を市ホームページ等で公表して環境にやさしい事業所としてPRする。 市内小学4～6年生を対象に、夏休み期間中に保護者とごみ出しや分別について取り組んでもらう。
出前講座の実施	小学校や自治会、各種団体の会合等に出向き、ごみ分別について啓発を行う。
収集用コンテナの貸与	行政が実施する分別収集に必要となるコンテナを自治会に貸与する。